⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑽　略］

［２～４　略］

［３・４　略］

５　中間連結株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　連結財務諸表規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（連結財務諸表規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

６　［略］

別紙様式第16号の24（第211条の81第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である少額短期保険持株会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑽　同左］

［２～４　同左］

［３・４　同左］

５　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

６　［同左］

別紙様式第16号の24（第211条の81第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下４において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である少額短期保険持株会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び